

Q 1 マスク製品は助成対象となりますか？

A 1 対象になります。

Q 2 A製品、B製品、C製品のセット商品を考えています。
A製品は自社で製造していますが、B製品及びC製品は、それぞれ他県の別会社で製造しています。
このセット商品は、助成対象になりますか？

A 2 以下の条件をすべてクリアすれば、対象になります。

- ①他の製品とのセット販売は、セット販売しなければ効用がない、若しくは著しく効用が減少する場合に限り、認められます。
- ②セット商品に、他社製造の商品が含まれるときは、自社製品の総原価がセット商品の総原価の50%を超える場合に限り、セット商品全体を助成対象とすることができます。

Q 3 販売方法は直販しか助成対象となりませんか？

A 3 代理店、商社、問屋（以下「販売代理店等」という。）からの販売方法も助成対象となります。

販売代理店等が、県外の場合でも助成対象になりますが、販売代理店等からの販売先は岐阜県内に限られます。

また、販売代理店等が、申請者になることはできません。

Q 4 「県内企業等が自ら開発し、製造及び販売して間もないヘルスケア製品」とは、交付申請書提出時にすでに販売を開始している製品であり、その事実がチラシ等により分かるものに限るとの認識でよろしいか。
また、一般発売の前に展示会等で販売をしている場合は、その事実（納品書等書類により）が証明できるときは、要件には当てはまるという解釈でよろしいか。

A 4 いずれもお見込みのとおりです。ただし、事業化後4年以内のものが該当します。

Q 5 本助成金の申請を希望する製品において、その開発費用について、県や国から補助金等を受けている場合には、助成対象となり得ますか。

A 5 助成対象になります。

本件の製品が、その開発費について、県や国から補助金等の交付を受けていても、本助成金の申請に何ら差し支えはありません。

Q 6 総原価はどのような項目がありますか？

A 6 製造原価、一般管理費及び販売費（事務全般の管理及び販売に関して発生する共通的费用）のほか、販売直接費（販売に伴って発生する費用で、工業所有権使用料、販売手数料及びその他特別の費用を要すると認められ、かつ、一般管理費及び販売費以外の費用として直接賦課することが適当と認められる費用）及び技術提携費（ライセンス料等）があります。

Q 7 製造原価はどのような項目がありますか？

A 7 直接材料費（素材費、原料費、部品費等）、直接労務費（直接工の直接作業時間に対する賃金及び諸手当）、直接経費（製品の製造に伴って発生する費用で、前述以外で直接賦課することが適当な費用）及び製造間接費（製品の製造に伴い、他製品と共通に発生する費用で、製品の用役に応じて配賦した費用）があります。

Q 8 一般管理費及び販売費はどのように計上すればよいですか？

A 8 直近の決算報告書の損益計算書に記載されている（「販売管理費」／「売上原価」）で算出した率を製造原価に乗じて一般管理費及び販売費として計上してください。

Q 9 助成対象とならない経費はどのような項目がありますか？

A 9 梱包費、輸送費、利子、利益、振込手数料、各種添付書類の発行手数料、公租公課（消費税及び地方消費税等）、助成金交付申請等の書類作成及び送付に係る費用、その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められた経費です。

Q 1 0 モニター価格は申請者で設定してよろしいですか？

A 1 0 よろしいです。ただし、定価の最小3 / 1 0までの価格で設定してください。

Q 1 1 総原価が定価を超える場合、助成対象額はいくらになりますか？

A 1 1 定価からモニター価格を控除した額となります。

Q 1 2 定価がなく、希望小売価格あるいはオープン価格で価格設定している場合は、どうすればよいですか？

A 1 2 希望小売価格を設定している場合は、これを基にモニター価格を設定してください。

オープン価格を設定している場合は、直近の販売実績価格を基にモニター価格を設定してください。

Q 1 3 事業の終了とはどの時点のことですか？

A 1 3 製品の使用者が製品を受領し、かつ製品の販売先から助成対象者への支払いが完了した時点です。